

阿賀野都市計画道路の変更 (阿賀野市決定)

- 1 都市計画道路中 3・4・15 号 寺社保田久保線、3・4・16 号 横町門前線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・15	寺社保田久保線	阿賀野市保田字結	阿賀野市久保字下谷内	阿賀野市保田字新町	約 3,260m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 4 か所	
	3・4・16	横町門前線	阿賀野市保田字中道	阿賀野市保田字門前	阿賀野市保田字横町	約 1,000m	地表式	2車線	16.0m	幹線街路と平面交差 2 か所	

- 2 都市計画道路中 3・4・17 号 栄町門前竜下線、3・4・18 号 横町城の内竜下線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

長期未着手となっている都市計画道路について、時間の経過による人口の減少や自動車交通需要の鈍化等、社会情勢の変化に対応するため見直しを行った結果、都市計画道路の変更を行うものである。

都市計画の案の理由書

1 都市の将来像における位置づけ

都市計画道路は、多様な機能を持っており、都市の住民が社会生活を営むうえで必要不可欠な社会基盤の一つであり、本市においてもこれまでに18路線を都市計画に定めるとともに、順次整備を進め、重要な都市施設として大きな役割を果たしてきた。

本市の都市計画道路は、その多くが昭和30～60年代に都市計画決定されており、全路線において都市計画決定後20年以上が経過している。都市計画道路の計画区域では建築の制限がかかり、長期にわたって土地所有者等の権利を制限している側面もある。

阿賀野市都市計画マスタープランでは、都市づくりにおける交通体系の整備方針として、一般国道49号、国道49号阿賀野バイパス（整備中）などを広域幹線道路とし、市内の各拠点や集落を結ぶ道路、国道や主要地方道と連絡する道路を市街地の骨格を形成する道路として都市計画道路を位置付けている。一方で、整備が進まない都市計画道路については、新潟県都市計画道路見直しガイドラインの運用により、鋭意、見直し作業を行うとある。

2 都市計画の必要性

都市計画道路は、都市の住民の社会生活に必要不可欠なものであり、自動車交通の利用のみならず、市街地の誘導、防災機能等、様々な機能を持ち、本市のまちづくりの方向性を決める重要な役割を担う都市施設として、これまで都市計画に定めてきた。

その一方で、都市計画の決定以来、長期にわたって事業化されていない未着手の道路の存在、それに伴う時間経過の中で都市計画道路としての必要性そのものや、道路整備に対する住民意識の変化、更には人口減少や将来自動車交通量が減少傾向にあることなど、都市計画決定時の社会情勢が大きく変化してきている。

そのため、現在の社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応した都市計画道路網に見直すものとし、この見直しの結果、道路構造を変更するとともに、必要性が低下した区間の都市計画道路を廃止するため、今回、都市計画の変更を行うものである。

なお、阿賀野都市計画道路については、令和4年の水原地区8路線の都市計画の変更に引き続き、今回、安田地区4路線について都市計画の変更を行うものである。

3 位置・区域・規模の妥当性

(1) 3・4・15号 寺社保田久保線

当路線は、昭和 63 年に将来交通量の増大と土地利用の拡大を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るために都市計画決定された。国道 49 号阿賀野バイパス（安田バイパス）が整備される以前は直轄国道であった当路線は、安田市街地内を東西に貫通する道路（生活道路）であり、地区内幹線道路として位置づけられている。

3・4・18 号 横町城の内竜下線の都市計画変更（都市計画道路の廃止）に伴い、当路線との交差点部において当路線の隅切りが不要となるため、区域の変更を行う。

(2) 3・4・16号 横町門前線

当路線は、昭和 63 年に将来交通量の増大と土地利用の拡大を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るために都市計画決定され、笹神地区方面と連絡する主要地方道新潟五泉間瀬線と 3・3・11 号 阿賀野バイパスを結ぶ、安田市街地内を南北に縦断する地区内幹線道路として位置づけられている。

3・4・17 号 栄町門前竜下線の都市計画変更（都市計画道路の廃止）に伴い、交差部は本路線の区域とする変更を行う。

(3) 3・4・17号 栄町門前竜下線 ※全区間廃止

当路線は、昭和 63 年に将来交通量の増大と土地利用の拡大を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るための地区内幹線道路として都市計画決定を行った。

近年、自動車交通量は減少傾向にあることなど、都市計画の決定以降、社会情勢は変化していることから、現在未整備である当路線について、今後の都市計画道路の必要性の検証を行った。

当路線は、3・4・13 号 国道 290 号と 3・4・15 号 寺社保田久保線を結ぶ、安田市街地外縁部の環状道路としての機能を担う道路として計画されたが、路線の周辺は用途地域外でもあり宅地開発の見込みはなく、今後も市街化などに伴う歩行者や自転車の利用増加に対応した新たな環状道路整備の必要性は低くなっている。なお、代替路線として 3・4・15 号 寺社保田久保線が交通処理機能を担うことが可能である。

また、当路線を廃止した場合における将来の交通処理機能に係る検証として、将来自動車交通量の推計を行った結果、廃止に伴う周辺路線の交通量について大きな変化は無く、安田市街地における将来の交通処理上、当路線を廃止した場合でも周辺の都市計画道路網への支障は生じないことが確認された。

あわせて、都市計画道路が担う交通機能である歩行者交通、都市防災機能について検証した結果、当路線の廃止に伴う支障は生じないことが確認された。

以上により、近年の自動車交通量の減少傾向や将来交通量に基づく交通処理機能の検証など、今後の都市計画道路の必要性の検証結果より、当路線の都市計画道路としての必要性は低下していることから、都市計画道路を廃止する。

(4) 3・4・18号 横町城の内竜下線 ※全区間廃止

当路線は、昭和 63 年に将来交通量の増大と土地利用の拡大を考慮し、機能的な都市活動と良好な都市環境の確保を図るための地区内幹線道路として都市計画決定を行った。

近年、自動車交通量は減少傾向にあることなど、都市計画の決定以降、社会情勢は変化しており、現在未整備である当路線について、今後の都市計画道路の必要性の検証を行った。

当路線は、市街地中心部における新たな市街地の拡大に伴う交通を、地区間幹線に誘導を図る道路であり、3・4・16号 横町門前線、3・4・13号国道 290号線が同様の交通処理機能を担うことが可能である。

また、当路線を廃止した場合における将来の交通処理機能に係る検証として、将来自動車交通量の推計を行った結果、廃止に伴う周辺路線の交通量について大きな変化は無く、安田市街地における将来の交通処理上、当路線を廃止した場合でも周辺の都市計画道路網への支障は生じないことが確認された。

あわせて、都市計画道路が担う交通機能である歩行者交通、都市防災機能について検証した結果、当路線の廃止に伴う支障は生じないことが確認された。

当路線の周辺では新たな宅地開発等は進んでおらず、更には当路線屈曲部に隣接する一団の農地が阿賀野市立地適正化計画における居住誘導区域から除外されたことで、今後、路線の周辺における新たな市街化などに伴う歩行者や自転車の利用増加に対応した新たな道路整備の必要性は低くなっている。また、当路線区間の道路区域内に多数の既成市街地が存在し、道路整備に伴い地域が分断されることに加え、多数の家屋が移転対象となるため、これまで築き上げてきたコミュニティに影響を与えることが懸念される。

以上により、近年の自動車交通量の減少傾向や将来交通量に基づく交通処理機能の検証など、今後の都市計画道路の必要性の検証結果より、当路線の都市計画道路としての必要性は低下していることから、都市計画道路を廃止する。

■変更の概要（新旧対照表）

（新）

種 別	名称		位置			区域	構造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車 線の 数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・4・15	寺社保田久保線	阿賀野市 保田字結	阿賀野市 久保字下 谷内	阿賀野市 保田字新 町	約 3,260m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平 面交差 <u>4</u> か所	・交差点区 域(隅切り) の変更
	3・4・16	横町門前線	阿賀野市 保田字中 道	阿賀野市 保田字門 前	阿賀野市 保田字横 町	約 1,000m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平 面交差 <u>2</u> か所	・交差部区 域の変更
	(3・4・17)	(栄町門前竜下線)									・全区間廃 止
	(3・4・18)	(横町城の内竜下線)									・全区間廃 止

（旧）

種 別	名称		位置			区域	構造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車 線の 数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・4・15	寺社保田久保線	阿賀野市 保田字結	阿賀野市 久保字下 谷内	阿賀野市 保田字新 町	約 3,260m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平 面交差 <u>6</u> か所	
	3・4・16	横町門前線	阿賀野市 保田字中 道	阿賀野市 保田字門 前	阿賀野市 保田字横 町	約 1,000m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平 面交差 <u>4</u> か所	
	3・4・17	栄町門前竜下線	阿賀野市 保田字後 興野	阿賀野市 福永字竜 下	阿賀野市 保田字城 の越	約 1,530m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平 面交差 <u>4</u> か所	
	3・4・18	横町城の内竜下線	阿賀野市 保田字中 道	阿賀野市 保田字竜 下	阿賀野市 保田字興 野	約 1,060m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平 面交差 <u>3</u> か所	

下線部を変更

■阿賀野都市計画道路を変更する土地の区域（阿賀野市決定）

名称		変更前	廃止する区域	追加する区域	変更後
3・4・15号	寺社保田久保線	阿賀野市 寺社字結・字田中島、保田字北田・字五百刈・字後興野・字千刈・字義京免・字中町・字下町・字古川・字小路浦・字横町・字新町・字興野・字火の詰・字逆川・字源四郎、新保字稲葉・字稲葉下・字下谷地の各一部			阿賀野市 寺社字結・字田中島、保田字北田・字五百刈・字後興野・字千刈・字義京免・字中町・字下町・字古川・字小路浦・字横町・字新町・字興野・字火の詰・字逆川・字源四郎、新保字稲葉・字稲葉下・字下谷地の各一部
3・4・16号	横町門前線	阿賀野市 保田字中道・字横町・字城ノ内・字佃・字門前・字城の越の各一部			阿賀野市 保田字中道・字横町・字城ノ内・字佃・字門前・字城の越の各一部
3・4・17号	栄町門前竜下線	阿賀野市 保田字興野・字五百刈・字十ノ瀬・字宮ノ下・字山の上・字宮の前・字門前・字城の越・字竜下、福永字竜下の各一部	阿賀野市 保田字興野・字五百刈・字十ノ瀬・字宮ノ下・字山の上・字宮の前・字門前・字城の越・字竜下、福永字竜下の各一部		
3・4・18号	横町城の内竜下線	阿賀野市 保田字中道・字上ノ瀬・字川原田・字興野・字水押・字竜下の各一部	阿賀野市 保田字中道・字上ノ瀬・字川原田・字興野・字水押・字竜下の各一部		

【様式－２８ 経緯の概要】

阿賀野都市計画道路の変更（阿賀野市決定）

事 項	時 期	備 考
素案説明会	令和６年８月１日	
公聴会	中止	
意見照会	令和６月１０月９日	
意見照会回答	令和６月１１月５日	
都市計画案の縦覧	令和６月１２月１８日から 令和７月１月７日まで	
阿賀野市都市計画審議会	令和７月２月７日	
新潟県知事への協議	令和７月２月１８日	
新潟県知事への協議回答	令和７月２月２０日	
決定告示	令和７月３月３日	